

【施設基準等に係る掲示について】

当院では、厚生労働省の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用にあたっては、品質確保・情報提供・供給体制等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、当院は医薬品の供給が不足した場合に、処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更する場合には十分なお説明をいたします。

医薬品の治験に係る診療を行っています。

医薬品医療機器等法施行規則の関係規定によるほか、医薬品の臨床試験の実施の基準する省令等に基づき、患者さんの同意を得たうえで実施しております。

なお、治験に係る費用の徴収は一切ありません。